①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり、平成３０年１０月時点において、生活保護基準を参照して判定する基準（班）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、その他、生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について 1．準要保護の認定基準への反映について （1）平成３０年１０月以降、見直し後の生活保護基準を、今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（2）参照している生活保護基準の時点		2．生活保護基準見直しの影響への対応予定 （1）　平成３０年１０月以降、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合、何らかの対応を行う予定か。		（2）（1）で「①対応予定あり」と回答した場合、具体的な内容（複数回答可）					（3）（2）「⑤その他」の内容 ※既認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には、その内容を記載。	（4）（1）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理由（複数回答可）			（5）（4）「①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	3．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について （1）2．（1）で「③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。					Ⅲ　自由記述欄
		①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	（2）①把握している場合、平成３０年９月までは援助対象だったが、平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により、平成３０年１０月以降、援助対象外となる者であり、明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（3）3．（1）で「②把握していない」と回答した場合、把握できない理由	
		→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（1）へ	→1（2）へ	→Ⅲへ		→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
179	179	155	24	24	131	131	131	16	8	0	8	3	2	4	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10
北海道	札幌市	○			○	25	4																		生活保護基準見直しにより影響を受けないよう、見直し前の基準により対応する見込み。
北海道	函館市	○			○	29	4																		
北海道	小樽市	○			○	25	4																		
北海道	旭川市	○			○	29	4																		
北海道	室蘭市	○			○	29	4																		
北海道	釧路市	○			○	25	4																		
北海道	帯広市	○			○	25	4																		平成31年度については、平成30年の収入を参照し平成30年4月時点の生活保護基準を用いることから、今回の見直しによる影響はないものと考えている。
北海道	北見市	○			○	24	12																		
北海道	夕張市	○			○	24	4																		
北海道	岩見沢市	○			○	25	4																		
北海道	網走市	○			○	23	4																		
北海道	留萌市	○			○	25	4																		
北海道	苫小牧市	○			○	25	4																		平成３０年１０月の生活保護基準見直しによる影響については、これから調査を進めていく予定であり、審査基準に関する対応方針の決定時期も未定である。
北海道	稚内市	○			○	25	8																		
北海道	美唄市	○			○	25	4																		
北海道	芦別市	○			○	25	8																		
北海道	江別市	○			○	25	4																		
北海道	赤平市	○			○	30	4																		
北海道	紋別市	○			○	25	4																		
北海道	士別市	○			○	24	4																		
北海道	名寄市	○			○	24	4																		
北海道	三笠市	○		○				○							○	認定の結果が変わる世帯の取り扱いについて、現在対応協議中。									
北海道	根室市	○			○	30	4																		
北海道	千歳市	○			○	25	4																		
北海道	滝川市	○			○	29	4																		
北海道	砂川市	○			○	25	4																		
北海道	歌志内市	○			○	25	4																		
北海道	深川市	○			○	25	4																		
北海道	富良野市	○			○	29	4																		
北海道	登別市	○			○	29	4																		登別市では前年の４月１日時点での生活保護基準を認定基準として使用している。
北海道	恵庭市	○			○	29	4																		
北海道	伊達市	○			○	30	4																		
北海道	北広島市	○			○	25	4																		
北海道	石狩市	○			○	25	4																		設問Ⅱの補足について 石狩市の就学援助認定基準は、生活扶助等については特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額を使用し、基礎控除、母子加算については、生活保護基準を使用している。 基礎控除、母子加算は、平成３０年１０月の生活保護基準見直しによる影響が出ないようにするため、現在使用している基準を変更せず、用いる。
北海道	北斗市	○			○	25	7																		
北海道	当別町	○			○	25	7																		平成２５年８月１日からの生活保護基準見直し以前の基準を適用している。
北海道	新篠津村	○			○	25	8																		
北海道	松前町	○			○	28	4																		
北海道	福島町	○			○	30	4																		
北海道	知内町	○			○	24	12																		
北海道	木古内町	○		○				○			○	○													
北海道	七飯町	○			○	25	7																		
北海道	鹿部町	○			○	20	4																		
北海道	森町	○			○	30	3																		
北海道	八雲町	○			○	25	7																		Ⅱの１.（2）参照する生活保護基準の時点について、平成２５年８月の生活扶助基準見直し前の基準を参照して額を定めている。
北海道	長万部町	○			○	24	4																		
北海道	江差町	○			○	25	4																		
北海道	上ノ国町		○																						
北海道	厚沢部町	○			○	25	7																		
北海道	乙部町	○			○	30	4																		
北海道	奥尻町	○		○				○			○														
北海道	今金町	○			○	30	4																		
北海道	せたな町	○			○	25	7																		
北海道	島牧村	○		○					○																
北海道	寿都町	○			○	25	8																		
北海道	黒松内町		○																						
北海道	蘭越町	○			○	25	8																		
北海道	ニセコ町		○																						
北海道	真狩村		○																						
北海道	留寿都村		○																						
北海道	喜茂別町		○																						
北海道	京極町	○		○					○																
北海道	倶知安町	○			○	25	8																		
北海道	共和町	○			○	25	8																		
北海道	岩内町	○			○	25	5																		
北海道	泊村	○		○					○																
北海道	神恵内村	○			○	25	8																		
北海道	積丹町		○																						
北海道	古平町	○			○	25	8																		
北海道	仁木町		○																						
北海道	余市町	○			○	25	8																		
北海道	赤井川村	○			○	25	8																		
北海道	南幌町	○			○	29	4																		
北海道	奈井江町	○			○	24	4																		
北海道	上砂川町	○			○	30	4																		
北海道	由仁町	○		○				○					○												
北海道	長沼町	○			○	24	4																		
北海道	栗山町	○		○				○			○				○	・既認定者（平成３０年９月までに認定している者）については、再度審査は行わず、新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）については見直し後の生活保護基準（平成３０年１０月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準（本町独自基準）により再審査を行う予定。 ・なお、本町の認定基準は、生活保護基準額のうち、一般生活費第１類及び第２類の基準額について、基準額①（逓減率未使用）のみを使用し認定審査を行っている。								
北海道	月形町	○			○	25	7																		
北海道	浦臼町	○			○	29	4																		
北海道	新十津川町		○																						
北海道	妹背牛町	○		○					○																
北海道	秩父別町		○																						
北海道	雨竜町	○			○	30	4																		
北海道	北竜町	○		○				○						○											
北海道	沼田町	○			○	29	4																		

①都道府県	②市町村名	Ⅰ　事業保護の認定について 事業保護の認定にあたり、平成３０年１０月時点において、生活保護基準を参照して判定する基準（班）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、その他、生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について １．事業保護の認定基準への反映について				２．生活保護基準見直しの影響への対応予定																			Ⅲ　自由記述欄
				（１）平成３０年１０月以降、見直し後の生活保護基準を、今年度の事業保護の認定基準として反映させるか。		（２）参照している生活保護基準の時点		（１）　平成３０年１０月以降、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合、何らかの対応を行う予定か。			（２）（１）で「①対応予定あり」と回答した場合、具体的な内容（複数回答可）					（３）（２）「⑤その他」の内容 ※既認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には、その内容を記載。	（４）（１）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理由（複数回答可）			（５）（４）「①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	３．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について （１）２．（１）で「③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（２）①把握している場合、平成３０年９月までは援助対象だったが、平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により、平成３０年１０月以降、援助対象外となる者であり、明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（３）３．（１）で「②把握していない」と回答した場合、把握できない理由	
		①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する事業保護の基準以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、事業保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない			
		→Ⅲへ	→Ⅲへ	→２（１）へ	→１（２）へ	→Ⅲへ		→２（２）へ	→Ⅲへ	→２（４）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→２（３）へ	→Ⅲへ	→２（５）へ	→３（１）へ	→２（５）へ	→３（１）へ	→３（２）へ	→３（３）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
179	179	155	24	24	131	131	131	16	8	0	8	3	2	4	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10
北海道	鷹栖町	○			○	24	4																		
北海道	東神楽町	○			○	25	8																		
北海道	当麻町	○			○	30	4																		
北海道	比布町	○			○	28	4																		
北海道	愛別町	○		○				○				○													
北海道	上川町		○																						
北海道	東川町	○			○	29	4																		
北海道	美瑛町	○			○	30	4																		
北海道	上富良野町	○			○	24	4																		
北海道	中富良野町	○			○	29	4																		
北海道	南富良野町	○			○	26	4																		
北海道	占冠村	○			○	30	3																		
北海道	和寒町	○			○	29	4																		
北海道	剣淵町	○			○	30	4																		
北海道	下川町	○			○	25	8																		
北海道	美深町	○			○	25	4																		
北海道	音威子府村	○			○	28	4																		
北海道	中川町	○			○	29	12																		
北海道	幌加内町	○		○				○						○											
北海道	増毛町	○			○	30	4																		
北海道	小平町		○																						
北海道	苫前町	○			○	30	4																		
北海道	羽幌町	○			○	24	8																		
北海道	初山別村		○																						
北海道	遠別町		○																						
北海道	天塩町	○			○	30	4																		
北海道	猿払村	○			○	30	4																		
北海道	浜頓別町	○			○	30	4																		
北海道	中頓別町	○			○	30	4																		
北海道	枝幸町	○			○	25	4																		
北海道	豊富町		○																						
北海道	礼文町	○			○	30	4																		
北海道	利尻町		○																						
北海道	利尻富士町	○			○	30	4																		
北海道	幌延町	○		○					○																
北海道	美幌町	○			○	29	4																		当町の事業保護の認定審査における所得比較をする生活保護基準については、当該年度の前年4月1日を基準日としている。
北海道	津別町	○			○	25	7																		
北海道	斜里町	○			○	30	4																		経済的理由により就学困難な児童生徒をより広く援助するため、生活保護基準を参照して判定する収入基準の他に、児童扶養手当の受給、生活保護の停止又は廃止、非課税・町民税の減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免、国民年金保険料の掛金免除、国保料の減免又は徴収猶予、生活福祉資金貸付の世帯も認定している他、収入により認定外となる世帯についても、希望により民生委員による家庭状況調査を行った後、現状が真に経済的に困窮していることが明らかな場合には「救済施策認定」を講じている。
北海道	清里町		○																						
北海道	小清水町		○																						
北海道	訓子府町	○		○				○			○			○											
北海道	常呂郡置戸町	○			○	25	7																		
北海道	佐呂間町	○			○	30	4																		
北海道	遠軽町	○		○				○			○														
北海道	湧別町	○			○	30	4																		
北海道	滝上町	○			○	24	4																		
北海道	興部町	○			○	25	8																		
北海道	西興部村	○			○	25	8																		
北海道	雄武町	○		○					○																
北海道	大空町	○			○	30	4																		
北海道	豊浦町	○		○				○			○														
北海道	壮瞥町	○		○				○			○														
北海道	白老町	○			○	30	9																		
北海道	厚真町	○		○					○																
北海道	洞爺湖町	○			○	30	4																		
北海道	安平町	○			○	29	4																		
北海道	むかわ町	○			○	30	4																		
北海道	日高町		○																						
北海道	平取町	○			○	30	5																		
北海道	新冠町	○			○	25	7																		
北海道	浦河町	○			○	30	3																		
北海道	様似町	○		○					○																
北海道	えりも町		○																						
北海道	新ひだか町	○			○	25	7																		
北海道	音更町	○			○	25	4																		
北海道	士幌町		○																						
北海道	上士幌町	○			○	24	4																		
北海道	鹿追町	○			○	30	4																		
北海道	新得町	○			○	30	4																		
北海道	清水町	○			○	24	4																		
北海道	芽室町	○			○	25	4																		
北海道	中札内村	○			○	25	7																		
北海道	更別村	○		○				○					○												
北海道	大樹町	○			○	25	4																		
北海道	広尾町	○			○	25	7																		
北海道	幕別町	○			○	24	12																		
北海道	池田町	○			○	25	7																		
北海道	豊頃町	○			○	28	4																		
北海道	本別町	○			○	24	4																		
北海道	足寄町	○			○	24	4																		
北海道	陸別町	○			○	24	4																		
北海道	浦幌町	○			○	25	4																		
北海道	釧路町	○			○	29	4																		前年度の生活保護基準に係数を掛けたものを認定基準としているが、国の要保護者に対する取り組みと同様に、平成２５年８月以前の生活保護基準を踏まえ再審査し、「生活扶助基準の見直し」による影響が出ないよう対応している。
北海道	厚岸町	○			○	25	7																		
北海道	浜中町	○			○	25	9																		
北海道	標茶町	○		○				○							○	詳細については検討中であるが、いずれも認定要件の差が生じないよう対応する予定。									
北海道	弟子屈町	○			○	25	7																		
北海道	鶴居村		○																						
北海道	白糠町		○																						
北海道	別海町		○																						
北海道	中標津町	○			○	25	4																		
北海道	標津町	○		○				○				○		○											
北海道	羅臼町	○		○				○			○														